

埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備推進に関する有識者会議

次第

日時：令和7年2月17日（月）
15：00～16：00
場所：埼玉会館 2階ラウンジ

1 開会

2 議事

- (1) 屋内50m水泳場整備に関する進捗状況について【資料1】
- (2) スポーツ科学拠点施設整備に関する進捗状況について【資料2】

3 閉会

埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備推進に関する有識者会議 委員

	氏 名	所 属 等
座 長	笠原 一也	元国立スポーツ科学センター長
委 員	江利川 毅	公益財団法人 医療科学研究所 相談役
委 員	久保 潤二郎	平成国際大学 スポーツ健康学部 教授
委 員	小島 信昭	埼玉県議会 水泳振興議員連盟 会長
委 員	須田 邦明	一般社団法人 埼玉県水泳連盟 会長
委 員	利根 忠博	一般社団法人 埼玉県経営者協会 名誉会長
委 員	堀光 敦史	埼玉県副知事

スポーツ科学拠点施設整備に関する 進捗状況について



埼玉県 県民生活部 スポーツ振興課

令和6年度の公募実施・見直し検討状況

年度	R5	R6												
月	3	4	5	5	6	6	7	7	8	11	11	～	2	2
日	29	8 ～ 15	17	27 ～ 31	10 ～ 14	28	11	31	26 ～ 9月末	20	26 ～ 12月中旬	～	12	17
手続き	公募手続き開始	質問の受付	事業者からの質問への回答	事業者対話の申込 応募登録の受付	事業者対話	事業者対話に対する回答	審査委員会(進捗報告)	応募登録事業者から辞退届	サウンディング調査の実施	審査委員会(サウンディング調査報告)	サウンディング調査の実施	事業見直しに向けた検討 (庁内調整・予算編成など)	審査委員会(サウンディング調査報告・ 見直し方向性)	有識者会議

スポーツ科学拠点施設整備運営事業の見直しについて

スポーツ科学拠点施設整備運営事業については、埼玉県初のPark-PFI事業として令和6年度公募を進めたが不調となった。公募不調後に行ったサウンディング調査で事業者から得た意見を分析し、見直しを行った。

① これまでの経緯

時 期	概 要
令和3年3月	埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備地選定委員会から、候補地として上尾運動公園が最適であるとの報告
令和5年3月	埼玉県スポーツ科学拠点施設整備事業基本計画を策定（Park-PFI方式が最適な手法と結論）
令和6年3月	公募設置等指針の公表（公募手続きの開始）
令和6年7月	応募登録事業者から辞退届の提出（公募が不調となる）
令和6年8月以降	公募見直しのための事業者サウンディング調査の実施

② 不調となった公募スキーム(概要)

整備手法 : Park-PFI
 県負担上限額(整備費) : 約149.9億円
 事業期間 : 約32年間

ランニングステーション及びランニングコースは、上尾市が整備費相当額を負担 上限額(想定)2.3億円

Park-PFI(公募設置管理制度)

・飲食店、売店等の収益施設(公募対象公園施設)の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して、園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備や管理運営を一体的に行う者を公募により選定する制度

整備施設			県負担額上限
公募対象公園施設	必須施設	主に競技力向上のための必須施設 【体力・形態測定室、データ分析室、トレーニング室、会議室、スポーツ科学展示室 など】	約10.1億円
		競技力向上のために必要な測定機器	約9.7億円
		5,000席メインアリーナ 【メインアリーナの面積拡大に伴う経費、ロールバックチェア2,000席分、大型映像ビジョン、演出照明・音響設備、送出設備の整備費相当額】	約97.7億円
		体育館、宿泊施設・レストラン	—
		ランニングステーション	—
	提案施設	運動施設(例:屋内プール、ドッグランなど)、休養施設(例:キャンプ場など) など	—
特定公園施設	必須施設	園路・入口、広場、樹木及び植栽、親水施設、遊具施設、ベンチ等、手洗い場、管理所、トイレ、案内板、インフラ、照明施設、ランニングコース、駐車場 など	約32.4億円
	提案施設	公募対象公園施設と一体的に整備することにより効率的な整備が図られる公園施設	—
合 計			約149.9億円



スポーツ科学拠点施設整備運営事業の見直しについて

③ 事業者サウンディングで出た主な意見

- ・ 社会経済情勢の変化に伴い、民設民営のP a r k-P F Iでは、民間事業者のリスクが高く、参加が検討できない
- ・ 建設業界が大型案件で逼迫しており、施工時期が令和9年度又は令和10年度以降でないと参加ができない
(そのような状況の中では)
- ・ 事業範囲が多岐にわたるため、コンソーシアム等の組成が困難
- ・ 県が整備費と運営費を負担しない限り、個別事業に切り分けたとしても参加ができない
- ・ 上尾運動公園の立地では興行を呼べる運営事業者が確保できない
- ・ 県が整備費と運営費を負担するP F I（B T O）やD B方式などの手法であれば参加検討可能
- ・ 30年間という事業期間は長い。大規模修繕が発生しない15年～20年であれば検討できる
- ・ スポーツ科学拠点施設で最も重要な「主に競技力向上のための必須施設」の整備及び運営については、予算を確保し
県主導で実施すべき

スポーツ科学拠点施設整備運営事業の見直しについて

④ 見直しの方向性

現下の社会経済情勢や、サウンディング調査による事業者の意見を踏まえ、事業範囲や整備手法等について抜本的に見直す。

- 令和3年3月30日の整備地選定委員会報告書に照らして、「スポーツ科学拠点施設」の役割を果たすことができる「競技力向上施設」と「体育館」を、PFI又は県直接施工方式により整備することとし、令和7年度は、これら施設の整備に係る基本計画策定を進める。

<「競技力向上施設」と「体育館」の施設基本計画の中で検討を行う内容(案)>

- ① 競技団体や既存施設利用者の実態調査及び需要調査
- ② 導入機能、施設概要、運営体制の整理
- ③ 「新設」、「スポーツ総合センターの改修」の場合のメリット・デメリット比較、公園西エリアの体育館も含めた既存施設との整理
- ④ 最適な事業手法の検討【PFI、DB(設計・施工一括発注)、従来方式(設計・施工分離発注)等】
- ⑤ 施設配置案の検討
- ⑥ 基本計画図の作成
- ⑦ 事業費の試算、整備スケジュールの検討 等

- あわせて、その他のスポーツ科学拠点施設については、上尾運動公園の再編整備に向けた基本計画の中で検討を行う。その際、公園西エリアの施設や県立武道館、アイスアリーナ及び公益財団法人埼玉県スポーツ協会をはじめとするスポーツ施設・団体等との連携について検討し、民間事業者からの提案も受け付ける。

<上尾運動公園の再編整備に向けた基本計画の中で検討を行う内容(案)>

- ① 競技力向上施設及び体育館と、公園西エリアの施設や県立武道館、アイスアリーナ及び公益財団法人埼玉県スポーツ協会をはじめとするスポーツ施設や競技団体等との連携に関する検討
- ② 民間事業者からの提案調査
- ③ 導入施設、ゾーニング等の検討

(参考) **埼玉県埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備推進に関する有識者会議設置要綱**

(設置目的)

第1条 本県における屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の整備を推進するため、「埼玉県屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設整備推進に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、本県が整備する屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設に関して、事業の進捗状況や地元市との協力体制などについて、意見を聴取する。

(構成)

第3条 有識者会議の構成員は、別表のとおりとする。

2 座長は、有識者会議を代表し、会務を総括する。

3 座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第4条 有識者会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 会議は原則公開とする。ただし、会議が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

(事務局)

第5条 有識者会議の事務局は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に置く。

(設置期間)

第6条 有識者会議の設置期間は、本要綱施行日から5年以内とする。

ただし、必要と認められる場合は、さらに5年間更新するものとし、その後も同様とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。